

とくしまパラスポーツ人材バンク実施要綱

(趣旨)

第 1 条 パラスポーツに関し、2011(平成 23)年、それまでのスポーツ振興法を全面改正した「スポーツ基本法」が成立し、障がいの種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進することや、パラスポーツをスポーツ施策の一環として進めることが定められた。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、スポーツ庁設置を経て、現在では、全国で約 2 万 7 千人もの障がい者スポーツ指導員が登録されるなど、パラスポーツを取り巻く状況は大きく進化しつつある。

このような背景のもと、徳島県内の障がい者スポーツ指導員等のパラスポーツ実施を支える(支えたい)人材の登録と、そうした人材のパラスポーツ大会等への派遣、さらにパラスポーツを地域で実施したいと考える方々とのマッチングを行うために、「とくしまパラスポーツ人材バンク」(以下「人材バンク」という。)を設置する。

(目的)

第 2 条 この人材バンクは、パラスポーツを障がい者、健常者に関わらず生活をより豊かにする活動として捉え、パラスポーツの一層の普及・振興を図るとともに、次世代を担うパラアスリートの育成に資する環境整備、パラスポーツを通じた県民相互の交流を促進することを目的とする。

(運営)

第 3 条 人材バンクの運営は、徳島県障がい者スポーツ協会(以下「スポ協」という。)が行うものとする。

(業務)

第 4 条 人材バンクの業務は次のとおりとする。

- (1) 障がい者スポーツ指導員やトレーナー等、パラスポーツ実施を支える人材(以下「サポーター」という。)の登録に関すること。
- (2) サポーターの紹介及び派遣に関すること。
- (3) 人材バンク活用促進のための情報提供に関すること。
- (4) 関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他、人材バンクの目的達成に必要と認められること。

(サポーターの任務)

第 5 条 サポーターの任務は次のとおりとする。

- (1) サポーターの派遣を希望するもの(以下「依頼者」という。)の依頼に応じて、パラスポーツに関するイベント開催支援や競技指導、審判等の支援(以下「サポート活動」という。)にあたる。
- (2) 登録期間中にスポ協が指定した説明会または研修会を受講し、資質の向上に努める。

(サポーターの種類)

第 6 条 サポーターは、活動経歴等により、「スポーツサポーター」、「スタッフサポーター」とし、それぞれの経験の度合いや得意分野に応じた役割を担う。

(1)スポーツサポーター

イベント等において審判業務やルール説明、パラスポーツの指導、健康管理等の専門的な業務を主として行う。

(2)スタッフサポーター

イベント等における準備や片付け、障がい者の受付対応等の補助業務を主として行う。

(登録の対象及び予定競技)

第 7 条 サポーター登録の対象者は、徳島県内に居住している 20 歳以上の者で、競技人口が多く、チームが存在している等、県内で普及している競技の指導者とする。なお、障がい者スポーツ指導員及び中央競技団体公認の審判員、指導員の有資格者が望ましい。

(1)登録対象者

①公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認指導員有資格者

②競技別審判員・指導者資格（中央競技団体公認）有資格者

③登録予定競技の指導経験がある者

④その他サポーターにふさわしいと認められる者

(2)登録予定競技（※ 太字はパラリンピック種目）

ボッチャ、陸上、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク

バスケットボール（車いすバスケットボールを含む）、車いすテニス、ソフトボール
グランドソフトボール、バレーボール 等

(登録の方法及び更新・変更・廃止)

第 8 条 人材バンクへの登録の方法及び更新・変更・廃止は次のとおりとする。

(1)人材バンクへの登録は、本人の申請によるものとする。

(2)申請は、人材バンク登録申請書（様式第 1 号）及び登録誓約書（様式第 2 号）をスポ協に提出して行うものとする。

(3)登録・更新は無料とする。なお、有効期間終了後の更新希望者は、有効期間最終年度の 1 月 1 日～3 月 31 日の期間に、登録更新申請書（様式第 3 号）を提出する。

(4)スポ協は、登録申請書の記載事項を確認し、審査を行う。人材バンクへの登録を認めたときは、人材バンク登録者台帳（様式第 4 号）に登録するとともに、その者に人材バンク登録証（様式第 5 号）を交付する。登録者は、登録事項に変更が生じたときは、人材バンク登録内容変更届（様式第 6 号）を提出する。

(5)登録の廃止を希望する者は、人材バンク登録廃止申請書（様式第 7 号）をスポ協に提出する。

(6)審査の結果登録しない場合は、県と協議の上、申請者にその理由を通知するものとする。

(7)登録された個人情報については、目的の範囲内で公開されるものとする。

(登録の期間)

第 9 条 登録の有効期間は、原則として4月1日（年度の途中で登録したときはその日）から翌年度の3月31日までの2年間とする。

(登録の取り消し)

第10条 スポ協は、登録者が次のいずれか一つに該当した場合は、登録を取り消すものとする。

- (1)登録有効期間を超え、かつ更新手続きを行わなかったとき。
- (2)登録者としての活動を継続できない事情が生じたとき。
- (3)登録者として不適当と認められる行為があったとき。

2 スポ協は、登録を取り消した場合は、遅滞なくその旨を登録者に通知するものとする。登録が取り消しとなった者は、速やかに登録証をスポ協に返却しなければならない。

(依頼者及びその責務)

第11条 人材バンクからサポーターの派遣を受けるための条件は次のとおりとする。

- (1)依頼者は、徳島県内に活動拠点を置き、パラスポーツ活動を行う個人・団体・グループとする。
- (2)依頼者は、参加者のスポーツ傷害保険等への加入により、事故等に責任をもって処理するものとする。また、サポート活動中に万一事故が生じたときは、依頼者は、サポーターとともに誠意をもって解決に当たらなければならない。
- (3)スポーツ・レクリエーション団体等の目的から外れる事業には、紹介を行わないものとする。

(登録者派遣の手順)

第12条 サポーターの活用は、原則として次の手順によるものとする。

- (1)サポーター派遣を希望する依頼者は、人材バンク派遣申請書（様式第8号）及び派遣誓約書（様式第9号）を、派遣実施日の1か月前までに電子メール、ファクシミリ、郵送のいずれかによりスポ協に提出する。なお、派遣誓約書（様式第9号）については、同一依頼者であれば初回のみ提出の登録制とする。
- (2)スポ協は、サポーターに依頼内容を説明の上、本人の同意を得て、依頼者に紹介する。
- (3)依頼者とサポーターは、事前に条件やサポート活動の内容等について十分打ち合わせを行う。
- (4)サポーターは前項の打ち合わせにより、サポート活動の内容等について合意した時は、スポ協に報告するものとする。
- (5)スポ協は前項の報告を受けた時は、速やかに条件や派遣の決定を行い、サポーター及び依頼者に通知する。
- (6)該当するサポーターがいない場合は、スポ協は速やかにその旨を依頼者に連絡するものとする。
- (7)スポ協は、派遣申請書に虚偽の記載があることが判明したとき又は派遣基準を満たさない等派遣することが適当でないと認められる場合には、県と協議の上、その申請を拒否

することができる。

(8)派遣決定後、緊急又は不測の事態によりサポーターが活動不可能となったときは、スポ協はその責任を負わない。

(活動実績の報告)

第13条 サポーターは、サポート活動終了後速やかにサポート活動報告書(様式第10号)により活動内容をスポ協に報告するものとする。

(活動金の支払い)

第14条 スポ協は、サポーターの派遣に係る費用(傷害保険、交通費、謝金)を、規定により、サポーターに支払うものとする。

2 上記費用につき、県などの補助または依頼者による措置がある者がサポーターとして派遣される場合は、対象外とする。

(守秘義務)

第15条 サポート活動を行ったサポーターは、その活動に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。これは、登録の廃止及び取り消し後も同様とする。

(庶務)

第16条 人材バンクに係る庶務は、スポ協において処理する。

〈付則〉

この要綱は、令和2年9月1日より適用する。